

平成30年 特別区人事委員会勧告に対する対応について

1. 勧告概要

- (1) 公民較差（△9,671円、△2.46%）の解消のため、給料表を改定する。
- (2) 特別給の年間支給月数を0.1月引上げ、勤勉手当に割り振る。

2. 対応内容

特別区長会が、労使交渉を経て、平成30年11月22日に給料表及び勤勉手当の年間支給月数の改定を実施しないことを決定したため、教育委員会における幼稚園教育職員の給料表および勤勉手当の支給月数の改定ならびに学校教育職員（区固有教員）の勤勉手当の支給月数の改定を実施しないこととなった。

3. 給与改定を実施しない理由（参考）

(1) 行政系人事制度の改正

本年の引下げ勧告の内容を検証した結果、引下げ勧告となったのは、行政系人事・給与制度の抜本的な改正の過渡期に生じた一過性の歪みが主な要因であること。

(2) 優秀な人材の確保や社会経済情勢に与える影響

民間企業を始め、国や多くの地方公共団体において給与水準の引上げが見込まれる中で、有為な人材の確保がより厳しくなる恐れがあり、かつ、引下げの影響は特別区職員のみならず、多方面に及ぶことが懸念されること。

(3) 国や他団体の給与水準との均衡

職員の給与は、公務としての近似性・類似性を重視し、国家公務員の給与水準に準ずることを基本に、他団体等との均衡を図ることが求められていること。

4. その他

区の学校教育職員（区固有教員）の給料表は、制度創設時より都の学校教育職員の給料表に準じて定めており、東京都においては、給料表の改定を平成31年4月1日より実施する見込みであることから、学校教育職員（区固有教員）の給与条例の改正を平成31年第一回定例会にて提案する予定である。